

大阪府私立学校安全特別対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、通学・通園時等における幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組を強化するため、予算の定めるところにより、学校法人等に対し大阪府私立学校安全特別対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び文部科学省学校安全特別対策事業費補助金交付要綱（令和5年1月31日付け4文科教第1307号、文部科学省総合教育政策局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助事業の内容等)

第2条 この補助金の補助事業の内容、補助事業者、補助対象経費及び補助金の額等については、次の取組みにより実施する事業とする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

- (1) 送迎用バスの改修支援事業（内容については、別表1のとおり）
- (2) ICTを活用した子供の見守り支援事業（内容については、別表2のとおり）
- (3) 登降園（登下校）管理システム導入支援事業（内容については、別表3のとおり）

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第4条第1項の申請について、学校法人等は次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 要件確認申立書（様式第2号）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第3号）

2 前項各号に掲げる書類は、教育長が指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第4条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行い、規則第7条の規定により補助金の交付の申請をした者に対し通知する。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。

2 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、学校法人等は補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第3号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、学校法人等は補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、第2条に規定する経費に充当しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を記録した帳簿を備え、経理の状況

を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに補助事業の完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

- (3) 補助事業の執行状況に関する調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）、並びに同第14条第1項第2号の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。
- (6) 教育長の承認を受けて処分制限財産を処分したことにより収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることができる。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定による報告にあたっては、学校法人等は、次に掲げる書類を別途定める日までに、教育長に提出しなければならない。

（1）補助金実績報告書（様式第6号）

（補助金の交付）

第8条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、令和5年4月28日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助事業名 ・内容	補助事業者	補助対象	補助率
送迎用バスの改修支援事業 内容： 子供の送迎用バスへの安全装置の装備を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園（幼稚園型認定こども園含む。）の設置者 ・学校法人（私立学校法第 6 条第 4 項の法人を含む） 	<p><対象経費></p> <p>送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な事故防止安全管理装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用（装置の導入に伴うバスのリースや委託費の追加費用）</p> <p>※事故防止安全管理装置は、国土交通省策定のガイドラインに定める性能基準を満たしている必要がある。</p> <p>※送迎用バス 1 台につき装置 1 台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。</p> <p><対象車両></p> <p>通園・通学のために運行する自動車（2 列シート以下の自動車、常時 2 列目までしか使用しない自動車を除く。）</p> <p><学校種></p> <p>①安全装置の装備が義務化される施設 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む。）</p> <p>②安全装置の装備が義務化されない施設 小学校、中学校、大阪府が認可した各種学校のうち幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校に相当する課程を置く施設</p>	<p>定額補助</p> <p>※装置 1 台当たりの単価額は、</p> <p>①安全装置の装備が義務化される施設については、17.5 万円を上限</p> <p>②安全装置の装備が義務化されない施設については、8.8 万円を上限とする。</p>

別表2（第2条関係）

補助事業名 ・内容	補助事業者	補助対象	補助率
ICT を活用した子供の 見守り支援事業 内容： ICT を活用した子供見 守りサービスなどの安 全対策に資するシステ ム等の導入に必要な経 費を支援	幼稚園（幼稚 園型認定こど も園含む。）の 設置者	<対象経費> ICT を活用した子供の見守り支援事 業を実施するために必要なシステム 等の導入費用、機器の購入費、リース 料、工事費等 <学校種> 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）	補助対象経費の 4 / 5以内とする ※補助額は16万円を 上限とする。

別表3（第2条関係）

補助事業名 ・内容	補助事業者	補助対象	補助率
登降園（登下校）管理システム導入支援事業 内容： 適切な登園管理を行うため、施設の安全計画等において明記された登園管理システムの導入に必要な経費を支援	幼稚園（幼稚園型認定こども園含む。）の設置者	<対象経費> 登降園（登下校）管理システム導入支援事業を実施するために必要なシステムの導入費用、機器の購入費、リース料、工事費等 <学校種> 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）	補助対象経費の4／5以内とする ※補助額は56万円を上限とする。